び物染、色毛二整トし生地た及織	を	トび織理染色生二物し地ッ及た整	及染びた色二整トし生地織物

に改める。

附　則

１　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

２　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。

告　示

○特定個人情報保護委員会告示第六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四条及び第三十七条の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年十二月十八日

特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

目次

第１　はじめに
第２　用語の定義等
第３　総論
　第３―１　目的
　第３―２　本ガイドラインの適用対象等
　第３―３　本ガイドラインの位置付け等
　第３―４　番号法の特定個人情報に関する保護措置
　第３―５　特定個人情報保護のための主体的な取組について
　第３―６　特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応
　第３―７　本ガイドラインの見直しについて
第４　各論
　第４―１　特定個人情報の利用制限
　　第４―１―⑴　個人番号の利用制限
　　第４―１―⑵　特定個人情報ファイルの作成の制限
　第４―２　特定個人情報の安全管理措置等
　　第４―２―⑴　委託の取扱い
　　第４―２―⑵　安全管理措置
　第４―３　特定個人情報の提供制限等
　　第４―３―⑴　個人番号の提供の要求
　　第４―３―⑵　個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限
　　第４―３―⑶　情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供
　　第４―３―⑷　収集・保管制限
　　第４―３―⑸　本人確認
　第４―４　その他の取扱い
　　第４―４―⑴　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求
　　第４―４―⑵　個人情報ファイルの保有等に関する事前通知
　　第４―４―⑶　開示
　　第４―４―⑷　訂正
　　第４―４―⑸　利用停止
　第４―５　特定個人情報保護評価
　第４―６　行政機関個人情報保護法等の主な規定
（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）

第１　はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。

個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の三つの法律（以下「一般法」という。）があり、また、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等（以下「個人情報保護条例」という。）において各種保護措置が定められている。

番号法においては、一般法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めるとともに、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムの使用を始めシステム上の安全管理措置を講ずることとしている。

本ガイドラインは、個人番号を取り扱う行政機関（行政機関個人情報保護法第２条第１項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等個人情報保護法第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）（以下「行政機関等」という。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

番号法において、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされており（番号法第４条、第５条）、主体的に特定個人情報の保護のための取組を行う必要がある。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、行政機関等又は地方公共団体等の規模及び事務の特性に応じ対応することが望まれるものである。

以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。

「第２　用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。

「第３　総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。

「第４　各論」においては、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。

＊印は、行政機関等又は地方公共団体等の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。